

報道関係者各位

平成29年3月2日  
照会先  
岐阜労働局労働基準部賃金室  
室長 中屋 敏彦  
電話 058-245-8104

## 最低賃金 これより下は犯罪です。

～岐阜県最低賃金の未満率を改善するための緊急対策を実施～

岐阜労働局（局長 本間之輝）は、岐阜県最低賃金の未満率（最低賃金額未満の労働者〔違反状態〕の割合）が近年、上昇し、3.5%となるなど、県内での最低賃金の遵守状況が悪化していることから、民間企業の賃金改定が始まる3月を重点に、改めて改正最低賃金額（時間額776円）の集中的な周知キャンペーンを実施します。

主な内容は、広く県民が目にする場所への「ポスターの掲示」です（要綱3の（1））。これまでにご賛同いただいた主な地元企業等・掲示場所は、次のとおりです。

ポスター配布 3500枚

- スーパーマーケット（店舗）
- ドラッグストア、薬局（店舗）
- スポーツ用品店（店舗）
- 金融機関（店舗、ATMコーナー等）
- 鉄道（有人駅）
- バス（待合所、車内等）
- 建設現場（フェンス等）
- 公共施設（約800施設）